

## 桐生市介護予防・日常生活支援事業 Q&A 8

\*現時点での桐生市の考えを示すものです。(H29.4.1時点)

**問1 第2号被保険者で特定疾病があり、現在、要支援認定を受けている人は、引き続き、介護予防給付サービスを利用することになるのか。**

(答)

29年4月サービス分より、要支援認定の第2号被保険者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の利用については、訪問型サービス・通所型サービスに移行します。総合事業のサービスコードをご利用ください。

(H28.1時点【その他】問8の質問の関連質問)

**問2 保険料の滞納により給付制限を受けている利用者は、総合事業のサービスを利用する際にも同様に制限を受けるのか。**

(答)

29年4月サービス分より、介護給付・介護予防給付と同様に総合事業のサービスについても、支給制限を適用いたします。該当者には、介護保険被保険者証にその旨を記載して発行いたします。支給制限対象者用のサービスコード(A3・A7)をホームページに4月末以降、掲載いたしますので、ご利用ください。なお、高額介護予防サービス費等相当事業の対象にもなりません。

**問3 介護報酬の改定で、処遇改善加算が拡充される。訪問型サービス・通所型サービスにも適用されるのか。**

(答)

適用されます。新たな処遇改善加算をふまえたサービスコード(A2・A6)をホームページに4月末以降、掲載いたしますので、ご利用ください。